

岩手郡滝沢村が滝沢市となるに伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成25年 7 月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第55号

岩手郡滝沢村が滝沢市となるに伴う関係条例の整備に関する条例

(岩手県保健所設置条例の一部改正)

第 1 条 岩手県保健所設置条例（昭和23年岩手県条例第53号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
第 1 条 岩手県保健所の名称、位置及び所管区域を次のように定める。			第 1 条 岩手県保健所の名称、位置及び所管区域を次のように定める。		
名 称	位 置	所管区域	名 称	位 置	所管区域
岩手県県央保健所	[略]	八幡平市 岩手郡 紫波郡	岩手県県央保健所	[略]	八幡平市 <u>滝沢市</u> 岩手郡 紫波郡
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

(家畜保健衛生所条例の一部改正)

第 2 条 家畜保健衛生所条例（昭和25年岩手県条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第 1 条関係）			別表（第 1 条関係）		
名 称	位 置	管轄区域	名 称	位 置	管轄区域
岩手県中央家畜保健衛生所	<u>岩手郡滝沢村</u>	盛岡市 宮古市 八幡平市 岩手郡 紫波郡 下閉伊郡（普代村を除く。）	岩手県中央家畜保健衛生所	<u>滝沢市</u>	盛岡市 宮古市 八幡平市 <u>滝沢市</u> 岩手郡 紫波郡 下閉伊郡（普代村を除く。）
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

(警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正)

第3条 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年岩手県条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(名称、位置及び管轄区域)			(名称、位置及び管轄区域)		
第2条 前条に規定する警察署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。			第2条 前条に規定する警察署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。		
名 称	位 置	管轄区域	名 称	位 置	管轄区域
[略]			[略]		
岩手県盛岡西警察署	[略]	盛岡市のうち北上川の中心線、雫石川の中心線（延長線を含む。）及び盛岡市と <u>岩手郡滝沢村</u> との境界線により囲まれた区域、 繋 岩手郡のうち雫石町、 <u>滝沢村</u>	岩手県盛岡西警察署	[略]	盛岡市のうち北上川の中心線、雫石川の中心線（延長線を含む。）及び盛岡市と <u>滝沢市</u> との境界線により囲まれた区域、 繋 <u>滝沢市</u> 岩手郡のうち雫石町
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。 (岩手県立学校設置条例の一部改正)					

第4条 岩手県立学校設置条例（昭和32年岩手県条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
(高等学校)					(高等学校)				
第2条 県立の高等学校を次のとおり設置する。					第2条 県立の高等学校を次のとおり設置する。				
名 称	区 分	課程等	学 科	位 置	名 称	区 分	課程等	学 科	位 置
[略]					[略]				
岩手県立盛岡北 高等学校		[略]	[略]	<u>岩手郡滝沢村</u>	岩手県立盛岡北 高等学校		[略]	[略]	<u>滝沢市</u>

[略]				
岩手県立盛岡農業高等学校		[略]	[略]	<u>岩手郡滝沢村</u>
[略]				

(特別支援学校)

第3条 県立の特別支援学校を次のとおり設置する。

名称	区分	部	課程等	学科	位置
[略]					
岩手県立盛岡み たけ支援学校	本校	[略]			<u>岩手郡滝沢村</u>
		[略]			
		[略]	[略]	[略]	
[略]	[略]				
[略]					

[略]				
岩手県立盛岡農業高等学校		[略]	[略]	<u>滝沢市</u>
[略]				

(特別支援学校)

第3条 県立の特別支援学校を次のとおり設置する。

名称	区分	部	課程等	学科	位置
[略]					
岩手県立盛岡み たけ支援学校	本校	[略]			<u>滝沢市</u>
		[略]			
		[略]	[略]	[略]	
[略]	[略]				
[略]					

備考 改正部分は、下線の部分である。

(農業改良普及センター条例の一部改正)

第5条 農業改良普及センター条例(昭和33年岩手県条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																										
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)																										
<table border="1"> <thead> <tr><th>名称</th><th>位置</th><th>管轄区域</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>盛岡農業改良普及センター</td><td>[略]</td><td>盛岡市 <u>岩手郡のうち雫石町及び滝沢村</u> 紫波郡</td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	管轄区域	[略]			盛岡農業改良普及センター	[略]	盛岡市 <u>岩手郡のうち雫石町及び滝沢村</u> 紫波郡	[略]			[略]	<table border="1"> <thead> <tr><th>名称</th><th>位置</th><th>管轄区域</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>盛岡農業改良普及センター</td><td>[略]</td><td>盛岡市 <u>滝沢市</u> 岩手郡のうち雫石町 紫波郡</td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	管轄区域	[略]			盛岡農業改良普及センター	[略]	盛岡市 <u>滝沢市</u> 岩手郡のうち雫石町 紫波郡	[略]			[略]
名称	位置	管轄区域																									
[略]																											
盛岡農業改良普及センター	[略]	盛岡市 <u>岩手郡のうち雫石町及び滝沢村</u> 紫波郡																									
[略]																											
[略]																											
名称	位置	管轄区域																									
[略]																											
盛岡農業改良普及センター	[略]	盛岡市 <u>滝沢市</u> 岩手郡のうち雫石町 紫波郡																									
[略]																											
[略]																											

備考 改正部分は、下線の部分である。

(森林公園条例の一部改正)

第6条 森林公園条例（昭和55年岩手県条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p>(設置)</p> <p>第1条 県民の保健、休養及び森林に対する知識の普及向上に資するとともに、青少年の森林に関する体験的学習による森林愛護思想の高揚を図るため、森林公園を次のとおり設置する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>岩手県滝沢森林公園</td><td><u>岩手郡滝沢村</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table> <p>2 [略]</p>	名 称	位 置	[略]		岩手県滝沢森林公園	<u>岩手郡滝沢村</u>	[略]		<p>(設置)</p> <p>第1条 県民の保健、休養及び森林に対する知識の普及向上に資するとともに、青少年の森林に関する体験的学習による森林愛護思想の高揚を図るため、森林公園を次のとおり設置する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>岩手県滝沢森林公園</td><td><u>滝沢市</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table> <p>2 [略]</p>	名 称	位 置	[略]		岩手県滝沢森林公園	<u>滝沢市</u>	[略]	
名 称	位 置																
[略]																	
岩手県滝沢森林公園	<u>岩手郡滝沢村</u>																
[略]																	
名 称	位 置																
[略]																	
岩手県滝沢森林公園	<u>滝沢市</u>																
[略]																	
備考 改正部分は、下線の部分である。																	

(産業文化センター条例の一部改正)

第7条 産業文化センター条例（昭和59年岩手県条例第45号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
<p>(設置)</p> <p>第1条 産業及び文化の普及振興を図るため、産業文化センター（以下「センター」という。）を次のとおり設置する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr></thead><tbody><tr><td>岩手産業文化センター</td><td><u>岩手郡滝沢村</u></td></tr></tbody></table>	名 称	位 置	岩手産業文化センター	<u>岩手郡滝沢村</u>	<p>(設置)</p> <p>第1条 産業及び文化の普及振興を図るため、産業文化センター（以下「センター」という。）を次のとおり設置する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr></thead><tbody><tr><td>岩手産業文化センター</td><td><u>滝沢市</u></td></tr></tbody></table>	名 称	位 置	岩手産業文化センター	<u>滝沢市</u>
名 称	位 置								
岩手産業文化センター	<u>岩手郡滝沢村</u>								
名 称	位 置								
岩手産業文化センター	<u>滝沢市</u>								
備考 改正部分は、下線の部分である。									

(広域振興局設置条例の一部改正)

第8条 広域振興局設置条例（昭和60年岩手県条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

<p>(名称、位置及び所管区域等)</p> <p>第2条 広域振興局の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名 称</th> <th style="width: 15%;">位 置</th> <th style="width: 65%;">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡広域振興局</td> <td>[略]</td> <td>盛岡市 八幡平市 岩手郡 紫波郡</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p>	名 称	位 置	所管区域	盛岡広域振興局	[略]	盛岡市 八幡平市 岩手郡 紫波郡	[略]			<p>(名称、位置及び所管区域等)</p> <p>第2条 広域振興局の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名 称</th> <th style="width: 15%;">位 置</th> <th style="width: 65%;">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡広域振興局</td> <td>[略]</td> <td>盛岡市 八幡平市 <u>滝沢市</u> 岩手郡 紫波郡</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p>	名 称	位 置	所管区域	盛岡広域振興局	[略]	盛岡市 八幡平市 <u>滝沢市</u> 岩手郡 紫波郡	[略]		
名 称	位 置	所管区域																	
盛岡広域振興局	[略]	盛岡市 八幡平市 岩手郡 紫波郡																	
[略]																			
名 称	位 置	所管区域																	
盛岡広域振興局	[略]	盛岡市 八幡平市 <u>滝沢市</u> 岩手郡 紫波郡																	
[略]																			
備考 改正部分は、下線の部分である。																			

(福祉総合相談センター条例の一部改正)

第9条 福祉総合相談センター条例（平成13年岩手県条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 [略]</p> <p>2 センターの児童相談所としての管轄区域は、盛岡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、二戸市、八幡平市、岩手郡、紫波郡、和賀郡、下閉伊郡のうち普代村、九戸郡及び二戸郡とする。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 [略]</p> <p>2 センターの児童相談所としての管轄区域は、盛岡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、二戸市、八幡平市、<u>滝沢市</u>、岩手郡、紫波郡、和賀郡、下閉伊郡のうち普代村、九戸郡及び二戸郡とする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(流域下水道条例の一部改正)

第10条 流域下水道条例（平成24年岩手県条例第92号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>(設置)</p> <p>第2条 下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条第4号に規定する流域下水道（以下「流域下水道」という。）を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名 称</th> <th style="width: 15%;">処理区</th> <th style="width: 65%;">処理区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北上川上流流域下</td> <td>都南処理区</td> <td>盛岡市 岩手郡雫石町 <u>岩手郡滝沢</u></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	処理区	処理区域	北上川上流流域下	都南処理区	盛岡市 岩手郡雫石町 <u>岩手郡滝沢</u>	<p>(設置)</p> <p>第2条 下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条第4号に規定する流域下水道（以下「流域下水道」という。）を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名 称</th> <th style="width: 15%;">処理区</th> <th style="width: 65%;">処理区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北上川上流流域下</td> <td>都南処理区</td> <td>盛岡市 <u>滝沢市</u> 岩手郡雫石町 紫</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	処理区	処理区域	北上川上流流域下	都南処理区	盛岡市 <u>滝沢市</u> 岩手郡雫石町 紫
名 称	処理区	処理区域											
北上川上流流域下	都南処理区	盛岡市 岩手郡雫石町 <u>岩手郡滝沢</u>											
名 称	処理区	処理区域											
北上川上流流域下	都南処理区	盛岡市 <u>滝沢市</u> 岩手郡雫石町 紫											

水道	<u>村</u> 紫波郡矢巾町
	[略]
[略]	

水道	波郡矢巾町
	[略]
[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。